

## ストックホルム条約の最新動向に関する特別講演のお知らせ（第 18 回討論会）

今年 5 月にジュネーブで開催された残留性有機汚染物質（POPs）に関わるストックホルム条約の第 4 回締約国会議において、PFOS や臭素系難燃剤など 9 物質の条約対象リストへの追加が承認されました。1 年間の周知期間をおき、来年 5 月からは条約対象 POPs は全部で 21 物質となります。この新規物質の審議にあたる POPs Review Committee の運営、並びに環境モニタリングデータをもとに条約有効性を評価する有効性評価書作成作業班の運営を条約事務局で担当している Senior Science Officer の Fatoumata Ouane 博士が来日する機会をとらえ、討論会最終日の 11 日にストックホルム条約の最新動向に関する特別講演をお願いできることになりました。プログラムの詳細は確定次第ホームページで、また会場でご案内いたしますが、現時点では 11 日の予定されたプログラム終了後に 1 時間前後会期を延長して講演いただく案が有力となっています。皆様ぜひ予定に入れて講演に参加いただき、POPs 管理に関わる最新情報を共有し、今後の研究展開に生かしていただきますようご案内申し上げます。